

◎消費者基本法の一部を改正する法律

(平成二四年八月二二日法律第六〇号)(参)

二、参議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二四年六月二〇日)

一、提案理由(平成二四年六月二〇日・参議院消費者問題に関する特別委員会)

○委員以外の議員(島尻安伊子君) ただいま議題となりました消費者教育の推進に関する法律案及び消費者基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、消費者基本法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないことを定めようとするものであり、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

消費者基本法の一部を改正する法律

○山本博司君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、消費者基本法の一部を改正する法律案は、政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないことを定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、発議者島尻安伊子君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して松田委員より消費者教育の推進に関する法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、消費者教育の推進に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、消費者基本法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二四年八月一〇日)

○阿久津幸彦君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

また、消費者基本法改正案は、政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施状況を報告しなければならないことを定めるものであります。

両案は、参議院提出に係るもので、去る六月二十日本委員会に付託され、今月七日、発議者を代表し参議院議員島尻安伊子君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。